

ハローワークの障害者雇用支援

1 対象者

- 身体障害・・・身体障害者手帳所持者
- 知的障害・・・療育手帳所持者 または 知的障害者判定機関の判定書所持者
- 精神障害・・・精神保健福祉手帳所持者
統合失調症、そううつ病、てんかんのいずれかの方（医師の診断書または意見書が必要となります）
- 発達障害・・・自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等（医師の診断書が必要となります）
- 難病・・・医師の診断書が必要となります
- 高次脳機能障害・医師の診断書または意見書が必要となります。

2 支援内容

①障害者トライアル雇用制度

職業経験・技能・知識不足や障害等により就職が困難な方を、一定期間（3ヶ月間）試行的雇用（トライアル雇用）により受け入れていただき、適性や業務遂行の可能性を見極め、事業所と求職者本人の相互理解を促進し、常用雇用を目指していく制度です。

障害者トライアル期間の所定労働時間は、週20時間以上が原則です。

②精神障害者ステップアップ雇用制度

精神障害者が職場で長く勤務し続けられるように、短期間（週10～20時間未満）就労から始め、6ヶ月～1年の期間をかけて、徐々に労働時間を延ばしていき、週20時間以上の就労を目指していく制度です。

③ジョブコーチ支援

求職中で障害がある方が職場に適応できるよう、ジョブコーチが職場に出向いて直接支援を行う制度です。障害のある方自身に対する支援だけでなく、事業主や職場の従業員の方に対しても、障害者の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案します。

支援機関は1～7ヶ月の間で、2～4ヶ月が目安となります。

3 窓 口

ハローワーク久留米

電話：0942-35-8609

住所：久留米市諏訪野町2401

障害者就業・生活支援センター

障害者の職業生活また日常生活における自立を図るために、就職することが困難な障害のある方を職業準備訓練や職場実習へあっせんし、就職に向けての支援を行います。

- ・働きたい、働くうえで悩みや困っていることの相談をお受けします。
- ・提携施設での基礎訓練や企業での職場実習を通して、働くために必要な訓練を行います。
- ・ハローワークなどの関係機関と連携して、一人一人に合った職場を探します。
- ・就労が継続できるよう、職場を訪問するなど就職後のサポートを行います。
- ・働くうえでの日常生活（健康、人間関係、お金のこと等）について必要な支援を行います。

《サービスの流れ》

○ 就労支援

- ① 相談・・・ 電話、来所、関係機関からの紹介などにより相談をお受けします。
- ② 登録・・・ 就職活動を行う際に必要な情報（希望や目標、職歴、資格、障害や症状についてなどをお伺いします。
- ③個別支援計画・・・ お聴きした内容をもとに目標設定を行います。目標に向け、基礎訓練、職場実習などの支援計画を作成します。
- ④基礎訓練職場実習・福祉サービス等での基礎訓練や企業での実習、制度を利用した準備訓練を行います。就職活動も行い、訓練後の就職を目指します。
- ⑤ 就職・・・ ハローワーク等と連携し、就職活動を支援します。また、就職に伴う緊張や不安軽減などのアドバイスを行います。
- ⑥職場定着支援・・・ 安定した職業生活を送っていただくために職場訪問を行い、必要時にはご本人と事業主との目標や課題等の確認調整を行います。また、その他の相談もお受けします。

○ 生活支援

就業支援と同時進行で日常生活を支援します。家庭や職場などについて生活上の相談（経済的なこと、衣食住等に関する事など）に応じ、日常生活または社会生活に必要な支援を行います。

《 障害者就業・生活支援センター ぽるて 》

TEL：0942-65-8367

FAX：0942-65-8378

場所：久留米市天神町 101-1 Mビル1F

開所時間：月～金曜日 9：00～17：00

（土・日・祝 休み）

利用料：無料（ただし、基礎訓練等において施設サービスを利用する場合や、職場実習に必要な交通費、食費などは自己負担になります）

福岡障害者職業センター

障害者に対して、ハローワーク（公共職業安定所）と協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助まで、個々の障害者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。相談料は無料です。

（１）就職や職場適応、職場復帰についての相談を受け、必要に応じて職業能力や適性を明らかにした上で（職業評価）、個別の支援計画（職業リハビリテーション計画）を策定します。

（２）就職のための準備が必要な方へ、職業リハビリテーション計画に基づき職業準備支援を行います。

職業準備支援とは・・・

①センター内での作業支援

センター内での作業を通じて、就職を目指すための基本的な労働習慣の体得を図るための支援を行います。

１）早期就業支援・・・職業リハビリテーション計画に基づいて、短期間の作業体験等を行っていただくことによって、職業の選択や就業にあたっての配慮事項等を明らかにして、ハローワーク等の職業紹介に移行していきます。

２）ジョブコーチ等移行支援・・・職業リハビリテーション計画に基づいて、必要な期間での作業体験等を行っていただくことによって、職業の選択や就業にあたっての配慮事項等を明らかにするとともに、通勤、基礎体力、集団参加等の基礎的な能力の向上を図り、その後実際の企業の中での支援（ジョブコーチ支援等）に移行していきます。

②職業準備講習カリキュラム

職業講話、事業所見学、事業所での作業体験等を通じて、職業に関する知識を習得していただくための支援を行います。

③精神障害者自立支援カリキュラム

センター内での対人技能訓練、簡易作業体験等を通じて、障害特性等に配慮しつつ社会生活技能等の向上を図るための支援を行います。

（３）職場への適応に際して人的な支援が必要な方に対しては、職場にジョブコーチを派遣し、きめ細かな支援を行います。

（４）職場復帰に際して、ウォーミングアップが必要な方に対しては、職場復帰支援（リワーク支援）を行います。

○相談は障害者職業カウンセラーが担当するため予約制となっております。ご利用の際は、あらかじめ電話かFAXでご連絡ください。

電話：092-752-5801

FAX：092-752-5751

場所：福岡市中央区赤坂 1-6-19 ワークプラザ赤坂 5F

受付時間：平日8：45～17：00

精神障害者職親制度（社会適応訓練）

精神障害者の方々は、こころの病により作業能力や対人関係をうまく処理する能力、環境に適応する能力などが低下しているために、病気が回復してもすぐには社会復帰を実現することが困難な状況があります。職親制度とは、そういった方々が一定期間、就労の場で訓練を受けることにより、社会的自立を動機づけ、社会復帰を支援することを目的として設けられた福岡県の制度です。

1 訓練対象者

病状の安定した精神障害者で就労意欲があり、ある程度の作業能力はあるが、一般企業での就労が困難な者。

2 手続き方法

訓練を希望される方は、居住地を管轄する保健所窓口にご相談ください。

訓練を行う職親（協力事業所）がいくつかありますので、主治医の意見を伺ったうえで、事前に見学等をして手続きを行います。

3 窓 口

市町名	担 当	電話番号	住 所
久留米市 (田主丸町)	久留米市保健所 保健予防課 精神保健チーム	0942-30-9728	久留米市城南町15番地5
うきは市	北筑後保健福祉環境事務所 健康増進課 精神保健係	0946-22-3965	朝倉市甘木2014-1

参考

① 職親（協力事業所）とは

精神障害者の社会復帰に理解があり、社会適応訓練を実施する場を与え、これに協力してくださる事業経営者等で、知事が適当と認めた方（事業所）

② 職親になるための手続き

職親受託申込書を事業所の所在地を管轄する保健所窓口提出していただき、審査会を経て知事が決定します。

職親として決定されると職親台帳に登録されます。

③ 委託期間について

委託期間は6ヵ月とし、通算3年を限度として更新することができます。

④ 委託料について

対象者1名につき、通院の場合1日2,000円、入院の場合1日1,100円が職親（協力事業所）に支払われます。月20日を限度とします。通院の場合は委託料から1日900円以上を対象者に支払っていただきます。